

§ 6 機能訓練事業

平成 18 年度から、65 歳以上の介護予防に資する事業については地域支援事業として実施することとなったため原則的には 40 歳以上 65 歳以下の者を対象としている。平成 21 年度は、川崎区で実施。

表 196 機能訓練事業実施状況

実施施設数	実施回数
1	6